

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充 **延長**）

（農林水産省）

制 度 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（漁業信用基金協会）				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>漁業信用基金協会が行う債務保証に係る抵当権の設定登記等の登録免許税の税率を 1,000 分の 1（本則：不動産等 1,000 分の 4）に軽減する措置の 2 年延長。</p> <table border="1" data-bbox="874 969 1481 1061"> <tr> <td data-bbox="874 969 1219 1061">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 969 1481 1061">－ 百万円 (1,400 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 (1,400 百万円)
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 (1,400 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性向上及び経営改善を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「補助から融資」への転換の中で、融資の円滑化のために漁業信用基金協会が行う債務保証の担う役割は非常に重要なものであり、漁業経営の改善に大きく貢献するものである。</p> <p>また、「水産基本計画」（平成 19 年 3 月閣議決定）に基づく「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」等の施策を行っているところであり、その施策の実現には、経営改善に取り組む中小漁業者等への必要な資金の融通に関する措置を講じることが重要な政策手段である。</p> <p>「資金の融通の円滑化」を図るには、借入金利の負担軽減と併せて、信用力の脆弱な中小漁業者等が、融資を受ける際、公的保証機関である「漁業信用基金協会」の保証により、その信用力を補完することが必要であり、また、公的保証機関の保証を受けるため、担保設定を行う者に対し、登録免許税の軽減措置を講ずることは、融資時における中小漁業者等の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 <<政策分野>> 漁業経営の安定											
		政策の達成目標	漁業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信用補完を実施することにより、水産基本計画の実現に向け着実に施策を推進していく。											
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成25年3月31日まで（2年間）											
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。											
	政策目標の達成状況	漁業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、債務保証の引受実績は以下のとおり 漁業信用基金協会の債務保証の引受実績（単位：億円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>保証実績</td> <td>1,270</td> <td>1,130</td> <td>1,059</td> <td>961</td> <td>1,544</td> </tr> </table>		H17	H18	H19	H20	H21	保証実績	1,270	1,130	1,059	961	1,544
		H17	H18	H19	H20	H21								
	保証実績	1,270	1,130	1,059	961	1,544								
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数：12,777名（基金協会会員のうち地方公共団体及び金融機関を除く） 減収見込額：8百万円 適用事業者の範囲：漁業者											
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に対する一定の貢献が見込まれる。											
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし											
予算上の措置等の要求内容及び金額		なし												
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		なし												

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>「漁業信用基金協会」は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性の向上及び経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本軽減措置は公的保証機関である「漁業信用基金協会」が、信用力の脆弱な漁業者等に対し信用保証を行う際、担保設定を行う者の負担をできる限り軽減し、資金融通を円滑にするという目的で創設されたものであり、本軽減措置を講じることにより、漁業者等の資金融通の円滑化を図り、経営改善等を推進することとしているため、政策目的にも合致している。</p>															
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>[登録免許税の軽減措置を利用し経営改善等に必要な資金の融通を受けた件数及び減税額（直近3箇年実績）]</p> <p style="text-align: right;">（単位：件、百万円）</p> <table border="1" data-bbox="608 600 1382 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>8,136</td> <td>7,984</td> <td>12,777</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>68</td> <td>63</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>（本措置は、信用力の脆弱な漁業者全体を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。）</p>		H19	H20	H21	対象者数	8,136	7,984	12,777	適用件数	68	63	81	減税額	4	4	14
		H19	H20	H21														
	対象者数	8,136	7,984	12,777														
	適用件数	68	63	81														
減税額	4	4	14															
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に対する一定の貢献を果たしてきている。</p>																	
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>要望の内容の性格上、要望の達成目標を明示することが困難なため、前回要望時において達成目標は示していない。</p>																	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>同上</p>																	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本措置は昭和48年に創設され、以降2年ごとに適用期限が延長され、現在に至る。</p>																	